



12月4日は本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の業務を休業

行政経営課 ☎77513963
☎77618873

市民課 ☎77515128
☎77519827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、子ども家庭総合支援センター、保育課に限る)の窓口、尾山台・上尾駅出張所は、本庁舎電気設備点検作業に伴い、12月4日(土)の業務を休みます。



市議会9月定例会
補正予算などの議案を審議

総務課 ☎77514963
☎77519819

9月定例会は、8月30日～9月30日の32日間の会期で開かれました。この議会では、令和3年度補正予算や、市が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置する、企業版ふるさとあげお応援基金条例の制定などの議案が審議されました。市長提出の26議案のうち、裁判上の

和解をすることに關する2議案については否決されました。その他は、原案どおり可決、認定または同意されました。可決された補正予算には、新型コロナウイルスに係る支援策や通学路の安全対策を実施するための費用などを計上しています。

●教育委員会委員の任命 教育委員会委員に、内田みどり氏を再任することが同意されました。

違反対象物の公表制度

予防課 ☎77511314
☎77522230

この制度は、ホテル・飲食店・物品販売店・病院・社会福祉施設などの建物の危険性が高いかどうかを利用する人が事前に判断できるように、消防が立ち入り検査の際に確認した重大な消防法令違反(建物に設置が義務付けられた屋内消火栓・スプリンクラー・自動火災報知設備が設置されていないもの)を市ホームページで公表するものです。

重大な消防法令違反は、建物の増築、店舗の改装、使用用途の変更などで発生します。建物や店舗などの関係者は、工事を行う前に、必ず予防課に相談してください。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



上尾商工会議所
ホームページ

飲食店感染防止対策事業
飛沫防止用アクリル板の
設置費用を補助!

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090

飲食店の適切な感染防止対策を推進するために、飛沫防止用アクリル板などの設置費用を補助します。アクリル板が未設置であったり、増設を希望していたりする飲食事業者はぜひ活用してください。

☎彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)認証を受けた市内飲食事業者(認証取得申請中を含む) 【対象経費】飛沫防止用アクリル板の購入に係る費用 【補助金額】上限5万円(補助率9/10) ※先着順で受け付けし、申請額が予算額に達した時点で締め切ります。 申11月10日(水)～令和4年2月18日(金)に申請書(上尾商工会議所、市役所1階にある)に必要事項を記入し、必要書類を添付して直接、上尾商工会議所へ ※詳しくは、上尾商工会議所ホームページをご覧ください。

上下水道料金の減免を受けている人は更新の手続きを

業務課 ☎7755161
☎77519041

児童扶養手当を受給している、上下水道料金の減免を受けている人は、更新手続きが必要です。対象者には事前に申請書を郵送します。
申申請書、児童扶養手当証書の写し(有効期限が切れていない物)を用意して、11月15日(月)～12月15日(水)に直接、業務課が各支所・出張所、または郵送で業務課(〒362-0013上尾

国民年金保険料控除証明書を郵送

保険年金課 ☎7755137
☎77519827

大宮年金事務所 ☎65213399

国民年金保険料納付済額は確定申告や市・県民税の申告で社会保険料控除の対象になります。国民年金保険料控除証明書は、令和3年1月1日～9月30日に納付した人には11月上旬、10月1日～12月31日(金)に初めて納付した人には令和4年2月上旬

に日本年金機構から郵送されます。年末調整や確定申告時に利用してください。

記載されている月以外の保険料を12月31日までに納付した場合は「領収証書」を添えて申告してください。被扶養者の分も合算して申告できます。

国民年金保険料控除証明書が届かない場合や内容の確認は、大宮年金事務所にお問い合わせください。



11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

保険年金課 ☎77515137

☎77519827

大宮年金事務所 ☎65213399

年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

日本年金機構のホームページにある「ねんきんネット」を利用すると、自分の年金記録を確認できる他、将来の年金受給見込み額を試算するこ

とができます。「ねんきんネット」については日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/n-net/>)をご覧ください。大宮年金事務所に問い合わせしてください。

空家等対策協議会の市民委員を募集

交通防犯課 ☎77515138

☎77519927

空家対策を総合的に推進する「上尾市空家等対策協議会」の市民委員を募集します。【任期】令和4年4月～令和6年3月31日 ※平日の昼間に年2回程度の会議を開催予定です。【対象】①②の全てに該当する人①市内に在住の満20歳以上で、空き家問題に関心があり、継続して会議に出席できる(国または地方公共団体の議会の議員と常勤の公務員を除く)②本市の他の審議会に2つ以上市民公募委員として在籍していない ③2人以内 【報酬】協議会に出席した場合に報酬を支払います。【応募用紙】(交通防犯課にある。ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、小論文(題目「これからの空き家対策について」(600～800字)を添えて、11月15日(月)～29日(月)に直接、交通防犯課へ

令和4年上尾市成人式

生涯学習課

☎775-9490・☎776-2250

20歳の皆さん、成人おめでとうございます。大きく飛躍しようとしている皆さんをお祝いするため、次のおり成人式を開催します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、開催方法を変更または式典を中止する場合があります。【時】令和4年1月9日(日) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回制で実施します(下表参照)。※1月10日(祝)の成人の日ではありません。【所】文化センター 【対象】平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれで市内に在住の人 ※案内状は11月1日(月)現在の住民登録を基に、12月上旬に郵送します。11月1日以降の市内転入者や、以前上尾市に住んでいて上尾市成人式に参加を希望する人は、生涯学習課に連絡してください(申し出により案内状を郵送します)。※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



令和3年の成人式



	学校区	開催時間	受付開始
第1回	原市・東・上平中学校区	10:20～11:05	9:50
第2回	上尾・瓦葺・太平・南中学校区	12:15～13:00	11:45
第3回	大石・大谷・西・大石南中学校区	14:10～14:55	13:40

【時】とき 【所】ところ 【内】内容 【対】対象 【費】費用・金額 ※記載のないものは「無料」 【定】定員 【持】持ち物
【申】申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 【問】問い合わせ

保育無償化対象外施設の 利用料を補助

保育課 07755121

077415342

一定の要件(職員基準、安全確保策など)を満たす幼児教育・保育無償化の対象外施設に子どもを通園させている保護者に保育料を補助します。**市内に在住の3歳以上の未就学児の保護者で次の①～③の全てに該当する人**①主として無償化対象外施設を利用している②幼児教育の無償化の給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付を受けていない③企業主導型保育事業を利用していない**【補助上限額】**月額2万円 ※詳しくは、ホームページをご覧ください。

ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出

子ども支援課 07756819

077415342

ひとり親家庭等医療費助成制度に登録している人(児童扶養手当受給者を除く)は、引き続き制度を利用できるかどうかを審査するため、毎年11月に現況届の提出が必要です。対象者には、10月下旬に通知書を郵送しています。 07756819

日(月) 07755127
子ども支援課 077415342
記載された必要書類 077415342
も支援課へ



介護保険料の納め忘れに ご注意を

高齢介護課 07755127

077688872

65歳以上の人(第1号被保険者)は、次の①～⑤に該当する場合、保険料の納付方法を確認してください。

①65歳になった／特別徴収(年金天引き)になるまで半年から1年かかります。その間、納付書または口座振替で納めてください。

②転入した／前住所地で年金天引きだった人も、年金天引きが一旦停止します。転入した年度の保険料は、納付書または口座振替で納めてください。年金天引きは翌年度からになります。

③転出・死亡した／資格喪失月の前月までが加入期間です。加入期間分の月割保険料額をお知らせする介護保険料額変更通知書を送付しますの

で、確認して、納めてください。
④年金の差し止めで年金天引きが中止になった／納付書または口座振替で納めてください。

⑤年金天引きになっているが修正申告などで保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書または口座振替で納めてください。

※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は、納付書または口座振替での納付になります。

■未納が続くと介護サービスの利用料の支払方法が変更

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料を納めていない状態が長期間続く場合は、介護サービスを利用した時の支払い方法が次の(1)～(3)に変更になる場合があります。

(1)滞納状態で1年経過した保険料がある／利用料が全額自己負担になります。給付分を受け取るには、後で市に申請してください。

(2)滞納状態で1年6カ月経過した保険料がある／利用料が全額自己負担になり、差し止めた給付費を滞納している保険料に充てることがあります。

(3)時効のため納付できなくなった保険料がある／介護サービスを利用し

たときの自己負担額が、3割(または4割)になることがあります。また、高額介護サービス費などの支給は受けられなくなります。

■納付が困難な場合は早めに相談を
特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。

市有地の公売

施設課 07755115

077599819

【物件の概要】所在地／須ヶ谷二丁目44番、地目／田、面積／598平方尺
【価格】公売案内書を参照 ※公売案内書(一般競争入札執行要領、物件調査、入札参加申込書など)は、11月1日(月)から施設課と各支所・出張所で配布します。ホームページにも掲載します。**【公売方法】**一般競争入札**【入札日】**11月26日(金)**【入札場所】**市役所6階601会議室 077599819
月1～22日(月)に直接、施設課へ





稲刈りの様子

新たな日常のもとで

さる9月30日をもって、緊急事態宣言が解除されました。

ひとえに市民・事業者の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

徐々に日常を取り戻す中、10月9日、平方地区で親子農業体験教室の「稲刈り」が行われました。

この日参加した市内在住の16家族が6月に植えた小さな苗は、農業後継者育成確保推進対策協議会のご協力のもと、黄金色のたわわに実った稲穂に成長し、無事収穫期を迎えました。

この間、協議会の今川先生は、参加者が稲の成長を楽しめるようにと、水田の周りに「ひまわり」を植えてくださるとともに、丁寧に管理してくださいました。

初めのうちは恐る恐る鎌を握っていた子どもたちは、先生の指導のもと、時間が経つにつれ上達すると、最後には刈り取った稲穂を両手いっぱい

に抱え、収穫の喜びと笑顔であふれていました。

参加されたお子さんから「市長さんって稲刈りもできるのですか」と聞かれたので、「私が子どもの頃は、日常でした」と答えると、目を丸くしていました。

刈り取った稲穂は、精米されて参加者に配布される予定です。自ら育てたお米は、より一層おいしく感じると思います。

この日は、「テイクアウトフェア」と「芸術協会の定期公演」にも伺いましたが、いずれも衛生管理に細心の注意を払いながら、開催されていました。

街には、新たな日常のもと、市民の皆様の触れ合いと笑顔が欠かせません。

皆様の笑顔がいつまでも続くよう市政運営に当たってまいります。

市長 富士山 稔

アゲリンピック -AGELYMPIC GAMES 2021-

上尾地域リハビリテーションネットワーク ☎871-8524

オンライン競技会に参加して、運動不足の壁を越えてみませんか？

上尾地域リハビリテーションネットワークと協働で、フレイル予防の取り組みを行っています。

フレイルとは不活動により心身機能の低下した状態で、要介護状態の一手前です。健康寿命を延ばすために重要なフレイル予防の取り組みをオンラインで開催します。 ☎11月27日(土)10時～10時30分 ☎理学療法士によるフレイルチェックと予防体操 【視聴方法】YouTubeで生配信 ※当日開催前に「2021年11月 アゲリンピック」と検索または二次元バーコードからYouTubeにアクセスしてください。 ※12月5日(日)18時まで見逃し配信があります。

●記念品(オリジナルマスクケース)贈呈

☎12月6日(月)9～12時 所 市役所正面入り口前ピロティ ☎65歳以上でオンライン競技会に参加した人 定100人(先着順) 持 配信で行われる種目の点数を書いた紙

【やってみよう 5つの競技】 ※当日行われる種目の点数を下記の形式で記入してください。



アゲリンピック
配信ページ

A	B	C	D	E

上尾市長選挙および 上尾市議会議員補欠選挙

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689・☎775-9819

投・開票日 **11月28日(日)** 7:00~20:00

任期満了に伴う上尾市長選挙および欠員による上尾市議会議員補欠選挙は11月21日(日)に告示され、11月28日に投票が行われます。

この選挙は私たちの豊かな郷土・上尾を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

投票できる人

次の要件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。【年齢】平成15年11月29日までに生まれた満18歳以上の人 【住所】令和3年8月20日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

●注意 8月21日以降に他市区町村から上尾市へ転入の届け出をした人は、選挙人名簿に登録されていないため、今回の選挙は投票できません。また、投票日までに上尾市から転出する人も投票できません。

投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人には、11月中旬に投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の入場券が記載されています。本人分を切り離し、氏名を確かめてから、投票所にお持ちください。また、投票所入場券の裏面に「宣誓書(兼請求書)」が印刷してあります。期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。投票日当日に投票する場合は、記入の必要はありません。

入場券が見当たらない場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した「選挙公報」を、投票日の前々日までにポスティングで全戸配布します。投票の参考にしてください。※選挙管理委員会で作成した「選挙のお知らせ」は11月上旬に全戸配布します。

開票は即日、市民体育館で

時11月28日21時～ ※投票・開票速報を市ホームページでも発表します。

選挙における新型コロナウイルス感染症対策

投票所(期日前投票所を含む)での感染症対策

- ・投票所の出入口にアルコール消毒液を設置
- ・投票所係員はマスクまたはフェイスシールドを着用
- ・定期的な投票所の換気
- ・記載台と鉛筆の消毒 ※アルコールアレルギーなどの理由で、消毒済み鉛筆が使用できない人には、使い捨て鉛筆も用意します。鉛筆、シャープペンシルを持参することもできます。

有権者の皆さんへお願い

- ・来場前後の手洗い、来場の際のマスクの着用、出入口でのアルコール消毒
- ・並び際には、周りの人との間隔を空ける
- ・選挙当日の投票所混雑緩和のため、期日前投票所を利用する

混雑状況可視化システム

期日前投票所に来場する場合は、混雑状況可視化システム(投票所の場所・開設状況・混雑状況をホームページ上に表示)を活用してください。※混雑状況についてはあくまで目安です。



混雑状況
可視化システム

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で療養などを行っている人は郵便で投票できます。④次の①～③の全てに該当する人①上尾市長選挙および上尾市議会議員補欠選挙の有権者②感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた(自宅・宿泊施設で療養している)、または検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に滞在している③保健所などから交付される外出自粛要請等の書面の期間が選挙期間(11月22日(月)～11月28日)にかかると見込まれる ※詳しくは市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

期日前(不在者)投票 ～投票日の当日、仕事などで投票できない人のために～

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます。 ※投票所入場券(届いている場合)をお持ちください。

■期日前投票

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- ・旅行や外出などで投票日の当日に投票区内にいない
- ・病気、けが、妊娠などの理由で投票所へ行くことが困難
- ・新型コロナウイルス感染症への懸念

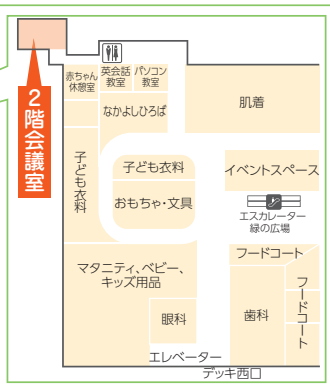
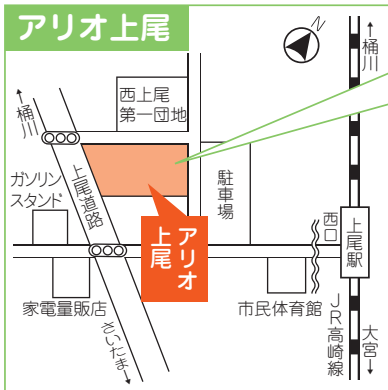
■不在者投票

●**出張先など滞在地で** 仕事先や旅行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることもできます。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局に早めに問い合わせてください。

●**病院などで** 不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票することができます。 ※選挙当日までには18歳に到達するが、期日前投票する時点では18歳になっていない場合は、不在者投票となります。

期日前投票所

会場	期間	投票時間
市役所本庁舎東棟1階	11/22(月)～ 27(土)	8:30～20:00
上尾市プラザ22 2階会議室		9:30～20:00
アリオ上尾 2階会議室		10:00～20:00
尾山台出張所		9:30～17:00



上尾市のこれからを決める選挙です。投票に協力をお願いします。



代理・点字・郵便投票 ～身体が不自由な人のために～

●**代理投票** 身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって記入します。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけないうことになっているので、安心してください。

●**点字投票** 目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

●**郵便投票** 身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持って

いる人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり投票所へ行くことができない人は、郵便投票ができます。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。 ※身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは、市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

デジタルサイネージの運用開始

広報広聴課

TEL775-4918・FAX776-8873

新型コロナウイルス関連情報などを配信するために、市内16カ所にデジタルサイネージを設置します。すでに、14カ所に設置が完了しており運用を開始しています。11月中には、コミュニティセンターと、JR上尾駅東口に設置します。皆さんに、最新の新型コロナウイルスに関する情報をお届けしますので、ぜひご覧ください。

西側

- ① JR上尾駅西口
- ② JR北上尾駅西口
- ③ 平方支所
- ④ 大石支所
- ⑤ 大谷支所
- ⑥ 上尾駅出張所
- ⑦ 市民体育館
- ⑧ コミュニティセンター

東側

- ⑨ JR上尾駅東口
- ⑩ JR北上尾駅東口
- ⑪ 市役所1階
- ⑫ 原市支所
- ⑬ 上平支所
- ⑭ 尾山台出張所
- ⑮ 文化センター
- ⑯ イコス上尾

防災行政無線を用いた緊急地震速報の伝達訓練

危機管理防災課 TEL775-5140・FAX775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。時11月5日(金)10時ごろ 因右表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内に設置してある防災行政無線から、最大音量で一斉に次の内容が放送されます。

- ①「こちらは、防災上尾です」
- ②「ただ今から訓練放送を行います」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」を3回
- ⑤「これで訓練放送を終わります」
- ⑥「こちらは、防災上尾です」

上尾市民球場のネーミングライツパートナーを

募集

みどり公園課

TEL775-8129

FAX775-9906

上尾市民球場では、正式名称とは別に愛称を命名する権利(ネーミングライツ事業)のパートナーを募集します。これにより新たな財源を確保し、公園施設の維持管理に充てることで市民サービスの向上を図ります。【対象施設】上尾市民球場 【契約期間】3~5年 【契約金額】年額300万円以上 申込書(みどり公園課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、11月24日(水)~30日(火)(必着)に直接または郵送でみどり公園課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※募集要項など詳しくは市ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチン関連情報

11月以降の接種体制とスケジュール



健康増進課 ☎774-1411・FAX776-7355

市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0570-002-203

市では、新型コロナワクチンの接種が完了していない人への11月以降の接種について次のとおり実施します。
※ワクチンの量は十分にあります。 ※接種は無料です。

市内医療機関での個別接種(ワクチンの種類/ファイザー)

11月1日(月)以降は、次の10カ所の医療機関で実施します(10月19日現在)。市内医療機関での接種を希望する人は、早めに予約してください。【予約方法】コールセンターか下記医療機関へ電話、またはインターネット予約サイトでウェブ予約 ※ワクチンの在庫がなくなり次第終了となります。 ※接種可能日時は、コールセンターまたはインターネット予約サイト、市ホームページで確認してください。

	医療機関名	所在地	予約先電話番号	接種終了日(目安)	12~15歳の接種
東側	かるがも上尾クリニック	愛宕3-8-1 イオンモール上尾2F	2023 080-4418-8287	11月上旬	可(保護者同伴要)
	あげお本町クリニック	本町6-12-33	871-5730	11月13日(土)	不可
	榎本クリニック	緑丘1-9-5	771-1610	11月30日(火)	
	西村ハートクリニック	宮本町3-2 202	778-2526	11月30日(火)	可(保護者同伴要)
	前田内科医院	本町4-9-14	774-5110	12月25日(土)	
西側	石橋内科クリニック	中分1-1-6	783-1484	11月13日(土)	
	かわ整形外科内科	川2-9-11	729-6425	11月中旬	可
	上尾ふれあいクリニック(旧関口医院)	平方4277-5	726-0435	11月30日(火)	可(保護者同伴要)
	松沢医院	西宮下4-335-1	070-4079-6879	12月11日(土)	
	西上尾第二団地診療所	小敷谷77-1 西上尾第二団地3-1-101	自院の窓口	12月29日(水)	可

集団接種(ワクチンの種類/ファイザー) ※11月6日(土)から会場を変更します。

【開設期間】11月6日以降の(土)の15~18時

☎西保健センター(春日2-10-33) ☎各120人 ☎コールセンターへ電話またはインターネットで

接種日	※以降の日程は、決まり次第『広報あげお』、市ホームページなどでお知らせします。
① 11/6	③ 11/27
② 11/13	④ 12/4

※令和4年2月まで継続予定です。

上尾市新型コロナウイルスワクチン接種
コールセンター

0570-002-203

(毎日9~17時)

※1回目と2回目の同時予約ができます。

予約サイト



3回目の接種
を令和4年1月
以降に開始

市では、新型コロナワクチンを2回接種した人のうち、おおむね8カ月以上経過した人の追加接種(3回目)を、令和4年1月以降に開始する予定です。

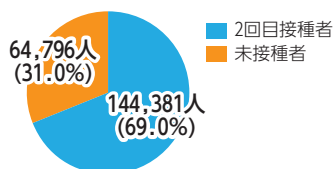
接種会場などの詳細は未定です。決まり次第、『広報あげお』、市ホームページなどでお知らせします。 ※対象者には、市から個別に接種券をお送りします。

上尾市コロナワクチンメーター

接種状況(10月18日現在)

新型コロナワクチンの接種状況を可視化した「上尾市コロナワクチンメーター」を市ホームページで公開しています。

上尾市コロナワクチン接種状況(2回目)



年代別上尾市コロナワクチン接種状況(2回目)

年代	接種数	接種率	年代	接種数	接種率
65歳以上	58,144人	90.0%	30歳以上40歳未満	10,401人	40.8%
60歳以上65歳未満	9,987人	81.9%	19歳以上30歳未満	10,984人	42.4%
50歳以上60歳未満	25,284人	74.0%	12歳以上19歳未満	8,698人	65.5%
40歳以上50歳未満	20,883人	62.3%			

問い合わせ先

市のワクチン接種

市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0570-002-203(毎日9~17時)

健康被害救済制度

西保健センター ☎774-1411(平日8時30分~17時)

ワクチン全般

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770(毎日9~21時)

※ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

月間です。 ～地域で守る「児童虐待・DV防止」～

「女性に対する暴力の根絶」

～女性に対する暴力をなくす運動～

11月12日(金)～25日(木)



パープルリボン
女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマーク

男女共同参画推進センター ☎778-5111・☎778-5112

暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害です。いかなる状況にあっても決して許されるものではありません。こゝとは新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活不安・ストレスによる、配偶者などからの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています。特に、配偶者やパートナーなどからの暴力(DV)、面前DV(子どもの前での暴力)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

「女性に対する暴力をなくす運動」をきっかけとして暴力や人権尊重について考えてみませんか。

相談窓口～ひとりで悩まず、相談を～

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から暴力被害を受けたことがあり、女性の7人に1人は何度も受けているという内閣府の調査結果があります。「自分さえ我慢すればいい」「相談するほどのことはない」「自分にも悪いところがある」「どこに相談すればいいのかわからない」など、悩みを抱えている時は、ひとりで悩まず相談してください。

～性暴力被害についての相談～

- アイリスホットライン
(性暴力等犯罪被害専用相談電話)
☎839-8341 (24時間相談可)
- よりそいホットライン
(フリーダイヤル)
☎0120-279-338 (24時間相談可)



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

相談機関	電話番号	相談時間など
市男女共同参画推進センター (DV電話相談) (性別不問)	778-5110	(月)～(金)10:00～12:00、 13:00～16:00
市男女共同参画推進センター (女性のための相談) 予約制		毎週(水)10:00～12:00、 13:00～16:00 (1回の相談は50分)
市男女共同参画推進センター (女性のための法律相談) 予約制		毎月第3(水)13:00～16:00 (1回の相談は30分)
DV相談+ <small>プラス</small>	0120- <small>つなぐはやく</small> 279-8899	電話・メール/24時間 チャット/12:00～22:00 ☎https://soudanplus.jp/
DV相談ナビ (最寄りの配偶者暴力相談 支援センター)	#8008	配偶者暴力相談支援センター の受付時間内
上尾警察署 (警察安全相談担当)	773-0110	24時間対応 ※緊急の場合は110番
県男女共同参画推進センター With Youさいたま	600-3800	(月)～(土)(第3(木)を除く) 10:00～20:30
県男女共同参画推進センター With Youさいたま (男性のための男性臨床心 理士による電話相談)	601-2175	毎月第3(日) 11:00～15:00
婦人相談センター (DV相談担当)	863-6060	(月)～(土)9:30～20:30 (日)9:30～17:00

※特に記載のないものは(水)・年末年始は除きます。

※市男女共同参画推進センターでは、配偶者暴力相談支援センター業務を行っています。

DV防止セミナー

～DVがもたらす子どもへの影響～

夫婦間で起こるDVを子どもが目撃することは、子どもの発達に悪い影響があるといわれています。DVがもたらす子どもへの影響について学びます。☎11月19日(金)13時30分～15時30分(受け付け/13時～) 所文化センター 【講師】白川美也子さん(精神科医・臨床心理士) ☎市内に在住・在勤・在学の人 定50人(先着順) ☎11月1日(月)から電話で男女共同参画推進センターへ

【プロフィール】しらかわ・みやこ

こころとからだ・光の花クリニック院長。浜松医科大学卒業。国立精神・神経医療研究センターなどを経て、2013年開業。著書に『赤ずきんとオオカミのトラウマ・ケア 自分を愛する力を取り戻す[心理教育]の本』(アスク・ヒューマン・ケア)など。



11月は子ども・若者や女性を守る

「児童虐待防止推進月間」

～189(いちはやく) 「だれか」じゃなくて「あなた」から～



相談機関	電話・ファクス番号	相談時間など
児童相談所全国共通ダイヤル	いちはやく ☎189	24時間対応
子ども家庭総合支援センター	☎783-4964 ☎774-5342	(月)～(金)(祝、年末年始を除く) 8:30～17:00
県中央児童相談所	☎775-4152	(月)～(金)(祝、年末年始を除く) 8:30～18:15
上尾警察署	☎773-0110	24時間対応 ※緊急の場合は110番

虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長、発達を損ないます。また、重度の障害や死に至る場合もあります。「虐待かな」と思ったら、左表の相談機関に連絡してください(秘密は厳守します)。

■児童虐待は4種類に分類されます

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、家の外に閉め出すなど
心理的虐待	言葉でおどかさず、無視する、きょうだい間で差別的扱いをする、子どもの前での暴力(面前DV※)など ※子ども自身に虐待はなくても、DVを子どもが見聞きすると虐待行為に当たります。被害を受けた子どもは、過度に緊張したり、暴力的になるなど発達に悪影響が及ぶ可能性があります。
性的虐待	性行為を強要する・見せる、性器を触る・触らせるなど
育児放棄(ネグレクト)	食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病院に連れて行かない、子どもだけ家に残して外出するなど

■児童虐待は社会全体で解決を

～気づいてください！SOSのサイン～

児童虐待の防止には、妊産婦や子育て世帯の孤立を防ぐことが大切です。地域の人のちょっとした声掛けが孤立防止につながります。

【SOSの例】

子ども	不自然なキズやアザがある、衣類がいつも汚れている、落ち着きがなく乱暴である、喜怒哀楽の表情がない、食事時や夜間に家の外で遊んでいる、食べ物に過度な執着を持つなど
保護者	近所や地域の中で孤立している、小さい子どもを家に置いたまま外出している、子育てに無関心、子どものケガについて不自然な説明をするなど
家庭	長時間子どもの泣き声がある、怒鳴り声や物を投げつけるような音があるなど

ヤングケアラーについて

本来は大人が担うような家事や介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをヤングケアラーといいます。責任や負担が大きいほど学業に影響を及ぼす可能性があります。11月は「埼玉県ケアラー月間」です。地域で見守り、支えていきましょう。

「子供・若者育成支援推進強調月間」

青少年課 ☎776-2488・☎776-2117

子ども家庭総合支援センター ☎783-4964・☎774-5342

子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を強調月間と定めています。

少子化や就業形態の多様化、情報化社会の発展により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。フリーターやニートと呼ばれる若者の数が高水準で推移するなど、若者の社会的自立の遅れも深刻です。

また、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、薬物乱用の低年齢化、少年による凶悪犯罪などの相次ぐ発生や、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある違法・有害情報の氾濫も懸念されています。

家庭、地域、学校、関係機関で、子ども・若者育成支援に対する理解と各種活動への積極的な参加・協力をお願いします。

パート・アルバイトの 収入と税金

住民税の問い合わせ

⇒市民税課 ☎775-5131・FAX775-9846

所得税の問い合わせ

⇒上尾税務署 ☎770-1800(代表) (自動音声案内の「2」を選択)

給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た給与収入は所得税や住民税(市・県民税)の課税対象になります。

①**住民税** 住民税には均等割と所得割があります。均等割と所得割の合計額が住民税額となります。

②**所得税** 所得税は基礎控除だけの場合、給与収入が103万円を超えると課税対象になります。所得税について詳しくは、上尾税務署へお問い合わせください。

(1)**均等割**／前年の合計所得金額が41万5,000円(給与収入96万5,000円)を超えると、**年額5,000円**の均等割が課税されます(扶養親族がない場合)。

(2)**所得割**／前年の総所得金額等が45万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)。

【例】収入が給与収入だけで120万円、扶養している親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

まず給与収入から給与所得控除と基礎控除を差し引きます。

- 住民税 120万円(給与収入) - 55万円(給与所得控除^{※1}) - 43万円(基礎控除) = 22万円(課税標準額)
- 所得税 - 48万円(基礎控除) = 17万円(課税所得金額)

※1 給与所得控除は収入により異なります(所得税・住民税共通の計算式)。

次に、税率などから住民税・所得税を算出します。

- 住民税 22万円(課税標準額) × 10%(税率<一律>) - 2,500円(住民税の調整控除^{※2}) + 5,000円(均等割) = 24,500円
- 所得税 17万円(課税所得金額) × 5%(税率<所得により7段階>) × 1.021(復興特別所得税) = 8,600円(100円未満切り捨て)

※2 所得税と住民税の人的控除額(基礎控除など)の差額を調整するための控除です。

この場合の税額は住民税24,500円、所得税8,600円となります。

配偶者控除と配偶者特別控除(令和3年分)

納税義務者とその配偶者それぞれの所得に応じて、納税義務者が配偶者控除または配偶者特別控除を所得控除として差し引くことができます(下表参照)。ただし、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除と配偶者特別控除は受けられません。

【表】令和4年度(令和3年分)配偶者控除額・配偶者特別控除額の一覧表(住民税の場合)

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		※参考 ↓給与収入に換算した金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下		33万円	22万円	11万円	適用なし
	48万円以下 (配偶者の年齢が70歳以上)	1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	1,030,000円超 1,550,000円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円	



プレミアム率50%!! あげおグルメ応援 お食事券を発行

市観光協会 あげおグルメ応援お食事券係 ☎080-4884-1487

(平日 10:00~15:00、令和4年3月31日まで。以降は利用不可)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言などの影響で、売り上げが減少した市内飲食店の支援と消費喚起を図るため、**テイクアウトや店内飲食など**で使えるあげおグルメ応援お食事券を発行します。**販売は、事前応募による販売**です。詳しくは、上尾市役所、各支所・出張所などにあるリーフレットまたは市観光協会ホームページをご覧ください。



市観光協会
ホームページ

販売額

3,000円分のお食事券が

1冊 **2,000円**

(事前応募販売・1人5冊まで)

応募期間

11月1日月~15日月

(はがきは必着、インターネットは17時まで)



発行数 80,000冊 (応募者多数の場合は抽選)

使用期間 12月9日(木)~令和4年3月10日(木)

応募資格 市内に在住・在勤・在学の人

①購入応募方法

1.「応募はがき様式(広報誌版)」による申し込み

「専用応募はがき様式」(20ページ参照)をコピーまたは切り取り、必要事項を記入し、はがきに貼付して、宛名面に下記送付先を記載して郵便ポストに投函してください。
※各支所・出張所などにあるリーフレットの「専用応募はがき」でも応募できます。

送付先 〒362-8799 日本郵便株式会社 上尾郵便局留
上尾市観光協会 「あげおグルメ応援お食事券係」

2.「インターネット」による申し込み

購入応募フォームに必要事項を入力

応募ホームページ

<https://form.run/@ageogurume-kanko2021>



応募
ホームページ

②当選通知/11月下旬(予定)に

「購入引換はがき」を郵送

③引き換え購入

- ・当選通知に記載された引換販売所で引き換えをします。
- ・**購入引換はがきと現金**を必ず持って、指定期間内に引換販売所に来てください。忘れた場合は、購入できません。

このイベントに参加する店舗は、市内で営業し、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)認証店舗や同等以上の感染拡大防止対策を講じている店舗(カラオケチェーン店、アミューズメント施設を除く)または観光協会会員で飲食物販の小売業を営む店舗です。

【利用可能登録店舗】

- ・各支所・出張所などに配架している店舗一覧または市観光協会ホームページをご覧ください。



【引き換え購入時の感染防止対策のお願い】

マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・会話を避けるなど、感染防止対策の徹底に、ご協力をお願いします。期間内であれば引き換えできるので、混雑の場合は時間をおいてお越しく下さい。

また、感染防止対策に協力しない場合は、お食事券の引き換え購入と利用を断る場合があります。あらかじめご了承ください。



【引換日・引換販売所】●の付いている日に引き換えできます。時間はいずれも10～15時です。

番号	引換販売所	12/9(木)	12/10(金)	12/11(土)	12/12(日)	12/13(月)	駐車場※
①	ショーサンプラザ	●	●	●	●	●	△
②	アリオ上尾	●	●	●	●	●	○
③	イオンモール上尾	●	●	●	●	●	○
④	平方支所	●				●	×
⑤	原市支所					●	×
⑥	尾山台出張所	●	●				×
⑦	原市公民館		●				×
⑧	大石支所		●			●	×
⑨	上平公民館	●		●			×
⑩	大谷公民館			●		●	×

※○…可 △…可(有料) ×…台数に限りがあるので、徒歩や自転車、公共交通機関などを利用してください。

【注意事項】

■応募に関して

- ・応募数が発行数を上回った場合は抽選です。
- ・はがき1枚につき1人の応募です。
- ・郵送料は応募者の負担となります。また、郵便料金に不足があった場合は無効となります。
- ・応募は1人1回限りで5冊まで。一度申し込みした応募内容(購入希望冊数・住所・氏名など)の変更は一切行えません。
- ・内容に不備や虚偽の記載または、はがき・インターネットでの重複応募があった場合は無効となります。
- ・市観光協会や上尾市役所、各支所・出張所・販売所では申し込み受け付けは行いません。
- ・オークションへの転売などは禁止します。

■引き換え購入に関して

- ・落選者への通知はありません。抽選結果についての問い合わせには答えられません。
- ・券の購入は現金だけの取り扱いです。
- ・購入引換はがきの再発行は一切行えません。
- ・購入内容(冊数・引換販売所など)の変更はできません。
- ・販売期間内に引換販売所で引き換え購入を行わなかった場合は、購入をキャンセルしたことになります。また、期間終了後の取り置きなどは受け付けできません。
- ・購入引換はがきがあれば代理人も購入できます。

■売れ残りが生じた場合の販売

- ・売れ残りが生じた場合、先着順で販売を予定しています。※売れ残り販売の有無や、販売数については、市観光協会ホームページやSNSでお知らせします。

■リーフレット配架場所

- ・JR上尾駅
- ・上尾商工会議所
- ・ショーサンプラザ
- ・上尾市役所、各支所・出張所・公民館など
- ・アリオ上尾
- ・イオンモール上尾

あげおグルメ応援お食事券 応募ハガキ様式

●必要事項を記入してください。郵便番号も必ず記入してください。
(広報誌版)

住 所	〒 市 町 村
フリガナ	
氏 名	
電話番号	— —
応募資格	<input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 在勤 <input type="checkbox"/> 在学 (※在勤の人は会社名、在学の方は学校名を記入してください。) 会社名 / 学校名

●購入希望冊数 1カ所にチェック☑を入れてください。(複数チェック無効)

- 1冊 (2,000円) 2冊 (4,000円) 3冊 (6,000円)
 4冊 (8,000円) 5冊 (10,000円)

●希望引換販売所 (番号と引換販売所名を記入してください)
必ず第一・第二希望は違う場所を選んでください。

第一希望	番号	販売所
第二希望	番号	販売所

●アンケートにご協力をお願いします。丸印をつけてください。

- ・性別(男・女) ・年代(20歳未満、20歳代、30～40歳代、50～60歳代、70歳以上)
- ・本事業を何で知りましたか? 1つ選んでください。
(ホームページ・SNS・『広報あげお』・『あげお』・クチコミ・その他)

※提供される個人情報は販売管理・アンケートのご依頼など、本事業の実施の目的にだけ利用します。
※記入された個人情報は本人の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示提供することはありません。